

## 【生徒心得】

本校では自敬・精思・清純の教育目標によって生徒指導にあたっている。生徒会もまたこの目標に到達するため、容儀・礼儀・学習・社会生活・清潔整頓・保健の6つの指標を定めて日夜精進している。そこで、このような教育が正しく行われるためには、学校は特定の政治的主張・宗教的信条・営利活動にわずらわされることなく、絶対中正の立場を堅持し、生徒はその一人一人が本校生徒の一員であるという自覚に徹し、長年にわたって培われた習慣やきまりをよく守り、秩序ある生活をするとともに、品位を高め、教養ある女性として行動するよう努めたい。以下、具体的な問題について特に注意しなければならない事柄を挙げる。

### 1 団体活動および集会・施設管理について

- (1) 他校生徒との交歓（試合・親善交歓・研究・奉仕活動のため等の場合）は、顧問教師を通じ、校長に願い出て許可を得てから行う。
- (2) 外部団体への加入や対外行事の参加は、ホームルーム担任・顧問を通じ、校長に願い出て許可を得る。
- (3) 校内で外部団体と会合する場合は、顧問・校長の許可を得て、会場使用願を出して行う（なお、この場合、顧問などは必ず立ち会うことになる。清潔・整頓・復元に留意する）
- (4) 校内での生徒の会合（謝恩会・反省会・懇親会等）は顧問に届け出て会場使用願を出す（松籟会館はその使用簿に記入する）
- (5) 外部団体に手紙を出す場合は、顧問を通して、校長の承認を得る。同様に外部団体から手紙等を受け取った場合は、顧問・ホームルーム担任に届け出る。
- (6) 学校の器材等を外部団体に貸す場合は、顧問を通じて校長の承認を得る。外部団体から器材等を借りる場合の手続きもまた同じである。

### 2 放送・印刷物の掲示・配布について

- (1) 演劇・文芸雑誌・新聞・放送・文化祭等の発表内容は、必ず関係教師の指導を受けてから発表する。（教育の中正を損なうもの・本校の教育方針に反するもの・高校生らしくないものは避ける。すべて本校生としての気品の高さをめざす）
- (2) 印刷物・ポスター・新聞・広告・入場券・放送等を校内（校門前を含む）で許可なく掲示・配布・放送しない。  
一般掲示物は、特定の場所に貼ることとし、その場合指導部の指導と検印を受ける。  
生徒会選挙のポスターは、生徒会役員に届け出て、指定した場所にはる。  
文化祭のポスターは、文化祭実行委員会に届け出て、指定した場所にはる。  
部・同好会勧誘のポスターは、生徒会に届け出て、指定した場所にはる。  
必要な時期を過ぎたものは、責任者が直ちに撤去する。

### 3 服装について

- (1) 登校・下校には制服を着用する。やむを得ず規定以外のものを着用するときは、ホームルーム担任を通じて届け出をする。
- (2) 服装は本校生徒として気品と態度を保つように心がける。

### 4 登校・下校・欠席・遅刻・早退・事故の届け出について

- (1) 下校時間（午後4時45分）を厳守する。
- (2) 特に遅くなる場合は、家人に連絡し、安全を確保することに気を配ること。
- (3) 事故のあった場合は、大小にかかわらず必ず学校に届け出る。
- (4) 公欠は学校が特に必要と認めた場合のみ認める。この場合、教務室のそなえつけの所定の用紙に記入することによって行う。
- (5) 自転車通学をする場合は「自転車通学届」を提出する。交通規則を守ることはもちろん、並進、二人乗り、傘さし運転等はしない。または夜は必ずライトをつける。

### 5 アルバイトについて

アルバイトは行わない。ただし特に必要があつて、働き場所・条件などについて学校が認めた場合は例外とする。その場合は、保護者の承認を得てホームルーム担任・生徒指導部・校長の許可を得て行う。

### 6 校外生活について

夜間外出、特に一人歩きはしない。

### 7 旅行について

日帰り旅行（県内・近県）は自由であるが、宿泊旅行（キャンプも含む）は、必ず保護者の承諾を得た上で行う。また、責任の持てる引率者のない宿泊旅行は差し控えること。

※生徒会会則（生徒手帳より抜粋）

#### 第3章 生徒総会

第9条 生徒総会は最高の決議権を有する

#### 第4章 評議会

第14条 評議会はこの会の中心であり、時宜に応じて立法執行の活動をする機関である。

生徒の総意をもって、職員会議で審議を行うこととする。

## 生徒服装規程（3年 生徒手帳）

### 千葉県立千葉女子高等学校制服規定

冬服、夏服、移行期間とも次に定める服装を着用すること。ただし、式典等には冬服は①、夏服は①または③に示された服装でのぞむこと。

#### 1 冬服（10月上旬から翌年5月上旬まで）

- ① 長袖ブラウス・ネクタイ・ベスト・上着・スカート
- ② 長袖ブラウス・ネクタイ・上着・スカート

#### 2 夏服（6月上旬から9月下旬まで）

- ① ブラウス（半袖・長袖・ネクタイ・ベスト・スカート）
- ② ブラウス（半袖・長袖・ネクタイ・スカート）
- ③ 半袖ブラウス・ベスト・スカート
- ④ 半袖ブラウス・スカート

#### 3 移行期間（5月下旬から6月上旬まで。9月下旬から10月31日まで）

上記期間は、天候・気温に合わせて、冬服・夏服のどちらかを着用すること。

#### 4 防寒着

##### (1) セーター等

- ① 冬季期間のみ、ベストに代えて、あるいはベストの上にセーターまたはカーディガンを着用してもよい。
- ② 襟ぐりはV型でネクタイが見えるものとし、いずれの場合も丈は上着からはみ出さないものとする。
- ③ 無地で、色は紺・黒・グレー・白・茶のいずれかとする。
- ④ ベストは、所定のもの（制服のベスト）を着用する。

##### (2) コート

通学に適した紺・黒・ベージュ・茶・グレー・白で、デザインが華美でないものとする。

##### (3) マフラー等

- ① マフラー、手袋を着用する場合は、安全性に十分配慮し、通学に適したものとする。
- ② 色、形は流行に流されず、華美でないものとする。

#### 5 色・地質・型

- (1) 上着（表地明色紺サージとする。裏地淡色ブルーのキュプラ綾織がよい）剣えりシングル二つボタン背広型。
- (2) ベスト（明色紺サージ）型のえりぐりで、シングル三つボタン。
- (3) スカート（明色紺サージ）車ひだ、ひだの数は20。夏服は、同色同型で薄地のものを着用してもよい。
- (4) ブラウス（白色ブロード）左胸にはりつけポケット。盛夏用ブラウスは開襟、半袖、左胸にはりつけポケット、ネクタイなし。
- (5) ネクタイ（1年はエンジ色、2年は茶色、3年は紺色）結びきり。

(6) 靴下

- ① 白・黒・紺でくるぶしが隠れる程度以上とする。
- ② 防寒のために肌色又は黒のストッキングを着用してもよい。ただし、肌色のストッキングのときはソックスを着用すること。

6 通学靴

靴は通学に適した黒または茶の安全な革靴。他に、スニーカー（白・黒・紺・茶）も着用して良い。

7 校章

本校規定のものを上着の場合は左襟、その他は左胸の位置につけること。

8 通学靴

機能的な学生用靴（手提げ型・ショルダー型・リュック型）で、華美でないものとする。

9 頭髪等

(1) 頭髪

- ① パーマ、染色、脱色等で頭髪に人工的に手を加えないこと。
- ② 髪留め等は、華美でないものを使用すること。

(2) 化粧

いかなる化粧もしないこと。

(3) 装飾品

いかなる装飾品も付けないこと。

10 異装届け

やむを得ない理由で、以上の規定に合わない服装をする場合は「異装届」を提出しなければならない。

## 生徒服装規程（1、2年生徒手帳）

### 千葉県立千葉女子高等学校制服規定

冬服、夏服、移行期間とも次に定める服装を着用すること。ただし、式典等には、冬服は①、夏服は①でのぞむこと。

#### 1 冬服（10月上旬から翌年5月上旬まで）

- ① 長袖シャツ・ネクタイ・上着・スカートまたはスラックス・指定ソックス  
（指定ニットベスト・指定セーター着用してもよい）

#### 2 夏服（6月上旬から9月下旬まで）

- ① シャツ（長袖・半袖）・ネクタイ・ニットベスト・スカートまたはスラックス・指定ソックス

それ以外は、夏服①または準制服（指定ポロシャツ）から選択して着用して良い。指定ポロシャツ着用時に限り、ネクタイを略することができる。

#### 3 移行期間（5月下旬から6月上旬まで。9月下旬から10月31日まで）

上記期間は、天候・気温に合わせて、冬服・夏服のどちらかを着用すること。

#### 4 防寒着

##### （1）セーター等

- ① 指定セーター、またはニットベストを着用しても良い。
- ② 丈は上着からはみ出さないものとする。

##### （2）コート

通学に適し、無地で紺・黒・ベージュ・茶・グレー・白で、デザインの華美でないものとする。

##### （3）マフラー等

- ① マフラー、手袋を着用する場合は、安全性に十分配慮し、通学の適したものとする。
- ② 色、形は流行に流されず、華美でないものとする。

#### 5 靴下

- ① 指定ソックス、またはそれに準ずるもの
- ② 防寒のために肌色又は黒のストッキングを着用してもよい。ただし、肌色のストッキングのときはソックスを着用すること。

#### 6 通学靴

靴は通学に適した黒または茶の安全な革靴。他に、スニーカー（白・黒・紺・茶）も着用して良い。

#### 7 校章

本校規定のものを上着の場合は左襟、その他は左胸の位置につけること。

#### 8 通学靴

機能的な学生用靴（手提げ型・ショルダー型・リュック型）で、華美でないものとする。

#### 9 頭髪

##### （1）頭髪

- ① パーマ、染色、脱色等で頭髪に人工的に手を加えないこと。

② 髪留め等は、華美でないものを使用すること。

(2) 化粧

いかなる化粧もしないこと。

(3) 装飾品

いかなる装飾品も付けないこと。

#### 10 異装届け

やむを得ない理由で、以上の規定に合わない服装をする場合は「異装届」を提出しなければならない。

# 1、2年生

## 制服の着用について

10月上旬から翌5月下旬までは冬服

6月上旬から9月下旬までは夏服

5月1日から6月上旬までと9月下旬から10月31日までは、移行期間として冬服、夏服のどちらの着方をしても良い。

- 【冬服】
- ① 上着 (左襟に校章)
  - ② スカートまたはスラックス ※スカートの長さはひざが隠れる程度
  - ③ Yシャツ (白・左袖 CGH 刺繍入)
  - ④ ネクタイ (1年はエンジ色、2年は茶色、3年は紺色)
  - ⑤ 靴下 (学校指定靴下またはそれに準ずるもの)

☆冬は防寒として黒のストッキングも可。

☆上着(ブレザー)を略し、セーターのみで過ごしても良いが、登下校の際は必ず上着(ブレザー)を着用すること。

- 【夏服】
- ① Yシャツ (水色・左袖 CGH 刺繍入)
  - ② ニットベスト (左胸 CGH 刺繍入)
  - ③ スカートまたはスラックス ※スカートの長さはひざが隠れる程度
  - ④ ネクタイ (1年はエンジ色、2年は茶色、3年は紺色)
  - ⑤ 靴下 (学校指定靴下またはそれに準ずるもの)

### 【準制服】

- ・学校指定セーター (左胸 CGH 刺繍入) ※冬季のセーター着用は指定のものに限る
- ・学校指定ポロシャツ (サックス・ネイビー 左胸 CGH 刺繍入)

〈冬服〉



〈夏服〉



〈ポロシャツ〉



〈セーター〉



夏〈スラックス〉冬



# 3年生

## 制服の着用について

10月上旬から翌5月下旬までは冬服

6月上旬から9月下旬までは夏服

5月1日から6月上旬までと9月下旬から10月31日までは移行期間として冬服、夏服のどちらの着方をしても良い。

### <冬服>

長袖ブラウス、ネクタイ、ベスト、上着、スカートまたはスラックス

※スカートの長さはひざが隠れる程度

☆冬服のときのみ、防寒用としてベストの代わり、またはベストの上にV型襟のセーターまたはカーデイガンを着用しても良い。その際、色は紺、黒、グレー、白、茶のいずれかとする。

☆冬は防寒として黒のストッキングも可。

### <夏服>

- 1) 長袖ブラウスまたは半袖ブラウス、ネクタイ、ベスト、スカートまたはスラックス
- 2) 長袖ブラウスまたは半袖ブラウス、ネクタイ、スカート
- 3) 半袖ブラウス、ベスト、スカート（ベスト省略も可）

～令和4年度より～上記、冬服・夏服に加え以下のオプションであれば着用可能

学校指定セーター・学校指定ニットベスト・学校指定ポロシャツ・学校指定ソックス

#### 【在校生購入可能オプション】

指定セーター



指定ポロシャツ（紺・サックス）



指定ニットベスト



### <令和4年度改定注意点>

☆ソックスは白・黒・紺でくるぶしが隠れる程度以上とする。

☆靴は革靴の他に、スニーカー（白・黒・紺・茶）を着用しても良い。